

福政 — 3056  
平成24年2月8日

社会福祉法人 秋田県共同募金会  
会長 菊地 純一郎 様

秋田県知事 佐竹 敬 久



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成24年2月8日 から 平成29年2月7日 まで